

消防危第300号
平成17年12月20日

都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

殿

消防庁危険物保安室長

外国製オイルの適正な貯蔵及び容器の表示の指導について

指定数量以上の危険物は、消防法第10条第1項の規定により貯蔵所において貯蔵しなければならないこととされ、貯蔵所は、消防法第11条第1項の規定により許可を受ける必要があります。

また、危険物を運搬する容器については、消防法第16条の規定に基づき、危険物の規制に関する政令第29条第1項第2号に定める表示をすることとされています。

先般、アロマセラピーに使用するオイル（以下「オイル」という。）を輸入販売する事業所において、消防法別表第4類アルコール類に該当する商品が指定数量以上貯蔵され、また容器への表示も行われていない事実が確認されました。

第4類アルコール類については、引火点も低く、適正な貯蔵の徹底が必要であることから、貴職におかれましては、下記の事項に留意いただき、適正な指導を行うとともに貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 情報の収集

管内においてオイルを貯蔵し、販売している事業者の把握を行うこと。

なお、貴都道府県内において貯蔵されている可能性がある場合には、積極的に立入検査を行い、実態を把握すること。

2 品名の特定

オイルには、多くの種類があり、それぞれ成分も違い、すべてが第4類アルコール類に該当するものではないことから、その成分について関係者からMSDS等資料の提出を求めて品名を特定するなど危険物としての特定に際しては、十分に注意すること。

なお、アルコール類の定義（消防法別表第1備考第13号）等に留意すること。

3 適正な貯蔵、取扱い

危険物に該当する場合には、消防法令及び火災予防条例に適合するよう指導すること。

なお、当該物品については、一般の事務所ビルで貯蔵されていることも考えられるため、指定数量以上の商品の貯蔵が無許可で行われている事實を確認した場合には、消防法第10条第1項違反として厳正に違反処理又は指導を行うこと。

4 容器の表示

貯蔵されている商品が危険物に該当する場合には、適正に表示を行うよう指導するとともに、従わない場合には消防法第16条違反として厳正に対処すること。

なお、容器の表示については、危険物の規制に関する規則第44条第2項から第5項までの規定に留意の上指導すること。